

令和2年12月8日  
環境清掃部温暖化対策課

## 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に係る区長意見の提出について

### 1 概要

東京都環境影響評価条例第54条により準用する同法第19条第1項に基づき、東京都知事から「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案に係る意見についての照会を受けた。

意見の提出にあたっては、江東区長から江東区環境審議会に諮問し、その答申を踏まえ、区長意見として東京都知事に提出した。

### 2 環境影響評価書案に係る事業の名称

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

### 3 事業者

東京二十三区清掃一部事務組合

### 4 事業概略

中央防波堤内側埋立地内の江東区海の森2丁目に位置し、不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センター第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備する。

対象事業	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
事業の種類	廃棄物処理施設の設置
所在地	江東区海の森2丁目4番79号
計画地面積	約85,700 m <sup>2</sup>
工事着工年度	令和4年度予定
工事完了年度	令和9年度（施設稼働は令和8年度）予定
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ 1,247 トン/日 ( 本破砕機：840 トン/日 (35 トン/時間×2系統×最大12時間) 前処理設備：407 トン/日 )
建築物概要	① 受入ヤード（第一プラント側）鉄骨造 高さ 約22m ② 受入ヤード（第二プラント側）鉄骨造 高さ 約17m ③ 破砕設備棟 鉄筋コンクリート造 高さ 約16m ④ 選別・搬出設備棟 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）高さ 約28m

## 5 江東区長意見の提出に至るスケジュール

令和2年9月14日	東京都知事から江東区長へ意見照会
9月18日	江東区長から環境審議会へ諮問
9月21日	区報掲載
9月23日	環境審議会から専門委員会へ付託
9月29日	公示及び縦覧開始 閲覧場所：区役所、豊洲特別出張所、豊洲図書館、 えこっくる江東
10月2日	庁内意見集約
10月28日	縦覧終了
10月30日	専門委員会から環境審議会へ回答
11月5日	環境審議会から江東区長へ答申
11月10日	江東区長から東京都知事へ意見提出

## 6 江東区長意見

次頁のとおり

## 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業 環境影響評価書案に対する江東区長意見

環境影響評価項目	意 見
全体事項	新施設は既存施設より、処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定となっている。このため、工事完了後には、ごみ収集車両等が、現況よりも増加すると推察される。この点を踏まえた評価書とすること。
大気汚染	P. 2 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については周辺の大気環境への影響が小さく、環境評価の指標を満足しているが、区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。ついては、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を検討し、その結果を評価書へ記載すること。
悪 臭	P. 2 工事の完了後、不燃・粗大ゴミの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。
騒音・振動	<p>P. 3～5 工事施工中における建設機械の稼働や工事車両の走行について、また工事完了後における施設の稼働、ごみ収集車両等の走行について、環境に及ぼす影響を適切に評価し、その結果を評価書へ記載するとともに、騒音・振動の発生の抑制に努めること。</p> <p>P. 229、231 「江東区海の森」として住居表示されたことから、用途地域の指定は行われるため、それぞれ指定を見据えた表記に改めること。</p>
土壌汚染	P. 262 計画地には、砒素及びふっ素について、自然由来の土壌汚染と地下水汚染とがあるとのことだが、建設工事を実施する際には、搬出土を適正に管理することにより土壌汚染の拡散防止、特に粉じん防止に留意すること。
景 観	<p>P. 6 東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。</p>
廃棄物	「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」と「工事に伴い発生する廃棄物」の再資源化率の定義が同じように見受けられる。一般廃棄物処理は建設リサイクルとは異なり、全体量のうち資源として再生利用される割合を再資源化率と定義することが一般的であるため、焼却処理は再資源化とは言い難い。したがって、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」における再資源化率の算出方法、もしくは再資源化率という表記を再考すること。(P 7、P297 表 8.6-23、P298 表 8.6-24、P301 表 8.6-27)

	<p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P54 江東区環境基本計画（後期）の「計画の内容」を以下に改めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>誤) 循環型社会の形成</li> <li>正) 資源循環型地域社会の形成</li> </ul> </li> <li>・P55 江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について、本区の計画における具体的施策の一つとして、「適正な中間処理、最終処分の確保」を盛り込んでいるため、配慮すること。</li> </ul>
<p>温室効果ガス</p>	<p>P. 7（資料編 P. 115） 新施設の処理量あたりの温室効果ガス排出量については、0.0361 t-CO<sub>2</sub>/t と既存施設 0.0499 t-CO<sub>2</sub>/t よりも約 38%減少している。しかしながら、新施設の温室効果ガス総排出量は、6,631 t-CO<sub>2</sub>/年と、既存施設 5,977 t-CO<sub>2</sub>/年よりも約 10%増加となっている。</p> <p>このため、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」や、江東区環境基本計画が掲げる「2030年にCO<sub>2</sub>排出量を2013年比で37.6%削減」への貢献について、更なる排出量削減に向けた検討を行うこと。</p> <p>P. 309（資料編 P. 115） 予測に反映しなかった措置において、「清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO<sub>2</sub>排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。」を挙げており、温室効果ガスの削減に向けた方策としては有効であると考えます。</p> <p>このため、ごみ発電でのCO<sub>2</sub>排出係数から温室効果ガス排出量を算出し、資料編 P. 115 表 8.7-3 に反映した上で、評価書へ記載すること。</p>
<p>その他 ・工事車両について</p>	<p>速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。</p>

「対象事業計画地図」

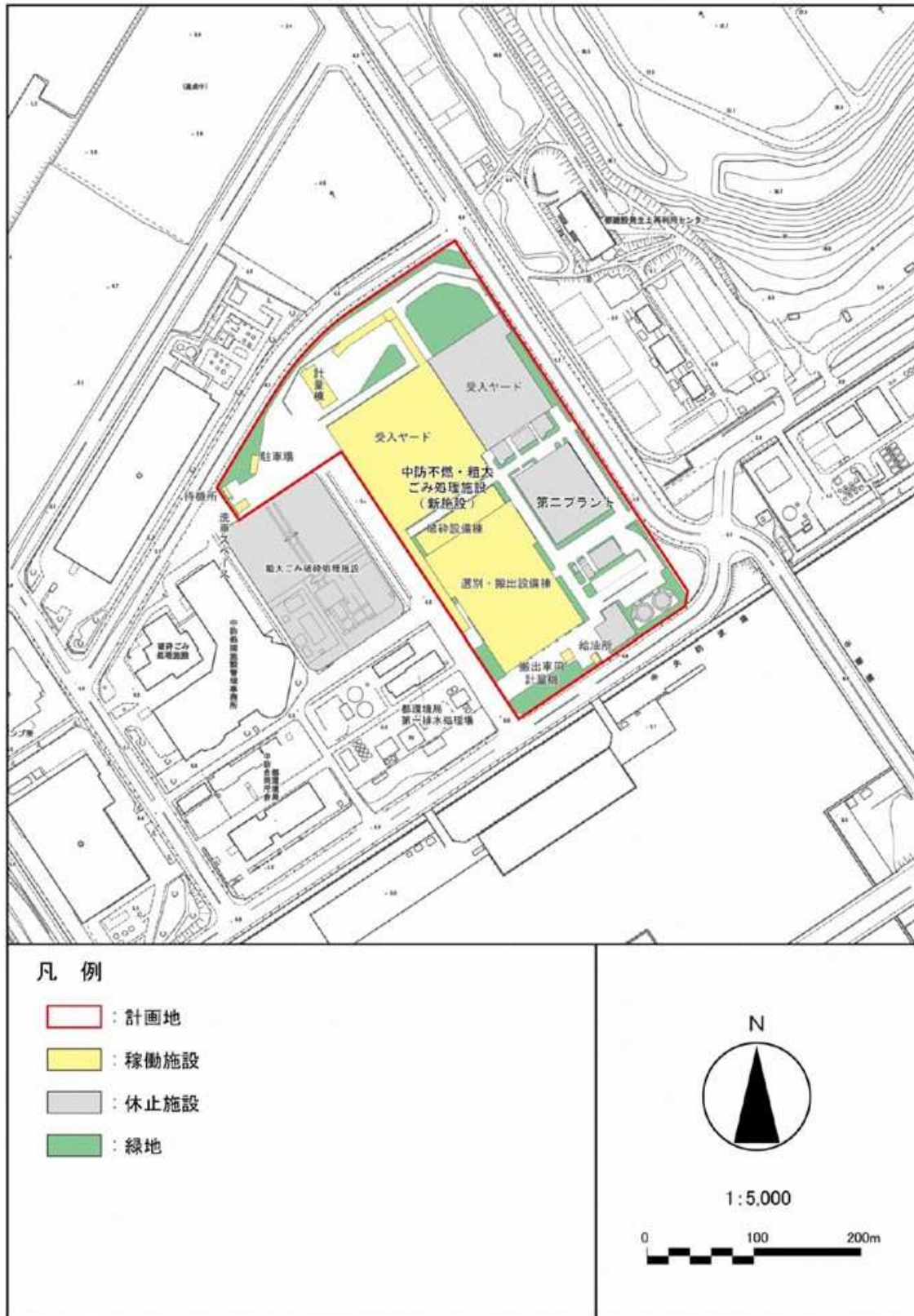


図 6.2-5(2) 施設配置図(第Ⅱ期工事完了後)

出典：環境影響評価書案～中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業～  
 (東京二十三区清掃一部事務組作成)

## 「都条例に基づく環境影響評価手続きの概要」

